

## 第5回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年4月27日(水) 午後7時～9時  
会場 武蔵野商工会館 5階 第一・第二合同会議室  
出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、向井委員  
(欠席委員：中山委員)

傍聴者 2名

### 議題

#### 1 委員長挨拶

#### 2 議題

- (1) 第4回委員会議事録の確認
- (2) 第1回起草委員会報告
- (3) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案の検討について  
「行動計画、推進拠点、前文、定義」について
- (4) その他  
委員会の日程確認

#### ■議題(1) 第4回委員会議事録の確認

資料1に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

#### ■議題(2) 第1回起草委員会報告

資料2に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

#### ■議題(3) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案の検討について

「行動計画、推進拠点、前文、定義」について

##### 【委員】

- ・10条で、「市は」となっているが、多摩市では「市長」となっている。その違いにどのような影響があるのか。

##### 【事務局】

- ・よく議論になるところだが、小平市の議会での議論がわかりやすかった。市というのは市当局全体(執行体・組織)を指している。市がやることは市長や市の職員だけがやればいいのではなく、市全体として取り組むべき事柄を書いている。一方の市長は、市のトップとしての個人という考え方である。

##### 【委員長】

- ・これは市民を含むのか、それとも市当局か。

##### 【担当部長】

- ・市当局である。

##### 【委員長】

- ・11条の年次報告は市のトップとしてやりなさいということによいか。また、10条の行動計画の策定・変更に当たっては、これもトップとして審議会に諮問しなければならないということによいか。

##### 【委員】

- ・小金井市の場合は、全部市長だが。

##### 【委員長】

- ・小金井市では市長にした。ただ、苦情処理も市長にしたが、例えば市長がハラスメントをした場合どうかと考えると、市にすべきだったかと思ったときがあった。

##### 【委員】

- ・おそらく行動計画は市が策定するものとする。市長がその職責において個人で策定するよう

なものではないから。手続的に市長が市の一機関として役割を担う場合には市長が主語でいいと思う。

- ・第2項に「意見を反映することができるよう必要な措置をとる」とある。これは、要するに意見を聴くということだと思うが、文章が長いわりに意味がわかりにくい。小金井市の条文では、「審議会の意見を聞くとともに、市民等の意見を反映させるよう努める」となっている。まず大きな流れとして、計画を立てます、次に、そのプロセスとして意見を聴きます、そして、それを公表します、といった順番がすっきりしてよろしいかと思う。また、第11条の年次報告について、これは立てた計画がどのぐらい実現されたかということについて、事後的に確認するという規定だと思うが、そうすると、「実施の内容と進捗状況」という2つある意味があまりなさそうなので、文京区と同じように、「実施状況の」という一語にくくってしまった方がよい。

**【委員長】**

- ・1つは、「反映することができるよう必要な措置をとるものとする」という表現が少しまどろっこしいため、もっとすっきりしていいだろうということと、2つ目は、11条の文言を「進捗状況」にした方がよいといった意見である。進捗状況を報告するに当たっては内容に触れないわけにいかないため、「実施内容及び進捗状況」と謳う必要はないという考え方である。謳わないと危ないかもしれないということもあるが、いかがか。

**【副委員長】**

- ・今の前半の意見は、3項と4項を小金井市的に1つにまとめるということか。

**【委員】**

- ・2項と4項をまとめて2項として、その後に4項を3項に繰り上げるということだ。意見を事業者や市民から聴くことと、審議会から聴くことを1つにまとめ、3はそのまとめた結果できたものを公表するという、流れに即した順番でやればよろしいのではないか。

**【副委員長】**

- ・2項と4項をまとめて、その後に3項をつけて小金井市的な条文にすればすっきりするのではないかということか。

**【委員】**

- ・そうだ。ただ、どうしてもまとめずに2項で残したいのであれば、3項と4項の順を変えるとよい。ちなみに、実際に計画を策定する際には、どのような形で意見を聴いているのか。

**【担当部長】**

- ・まず、推進委員会を開き、委員会で一定の計画のラインをつくり、市民意見を聴き策定している。毎年進捗管理をしているため、1年間の計画と昨年の実績とをあわせて報告するという形をとっている。

**【委員長】**

- ・よろしいかと思うが、いかがか。

**【委員】**

- ・行動計画の策定時は、今話のあったような委員会が設置され、その委員会で10回ほどこのような会議を持ち、行動計画案を作成し市に提出する。その後、市の中でその内容を検討し、修正等を加えた上で市の案の形にし、そしてそれをオープンにして市民の意見も聴き、最終案になるというプロセスで間違いはないか。

**【担当部長】**

- ・そのとおり。

**【委員】**

- ・そうだとすると、市民の意見を聴くということと、推進委員会の意見を聴くということは大分重みが違うというか、重量感が違うというか、推進委員会は10回ぐらいのこのような会議を経て提言をまとめて市長に出すとのことだが、そういうことと、市がその後ある程度の修正を加え市としての案を作成した後で市民意見を聴くということは、意見を聴くと言ってしまおうと同じように聞こえるが、プロセスも相当違うし、厚みも違う内容である。それを同じような文言

で表現していいのかということが少し気になる。

【委員長】

・市民にはパブコメをしているが。

【委員】

・そのプロセスを表現したほうがいいのかはわからないが、今のプロセスで言えば、行動計画の策定にあたっては推進委員会の役割は重い。

【委員】

・市長への答申がある。

【委員】

・そういうところを、書き分けるのであれば表現できないか。

【担当部長】

・現段階ではまだ決められない。条例の文言として詳細まで書き込むことは難しい。

【委員長】

・行動計画の策定・変更については、条例ができ審議会ができると、審議会が行うことになる。そこで、審議会とは別だというふうに定義するか、それともそこは曖昧にしておくか、市側のスタンスもあると思うが。条例ができて審議会ができると、推進委員会は残ることになるのか。

【委員】

・名称が変わることになる。

【委員】

・市民の意見を聴くというのは、この条例検討委員会のように審議会で諮っている中で聴くということもあり得えるのか。

【担当部長】

・途中の段階で公表する形や最終報告で聴く形など、いろいろある。

【委員】

・どちらもあるのか。

【委員長】

・曖昧に書いておけばいろいろなあり方ができる。どのようなイメージにするか。また、新しくセンターができれば、今度はセンターの運営委員会も設ける必要が出てくるのかもしれない。そちらでもんでもらう方法もあるわけだが。  
・流れとしては、2項と4項は一緒にし、その後3項でよろしいかと思う。また、市長と市の使い分けも、説明があったように、このたたき台の条例案を基にしていいたかと思う。今出たように、策定や変更にあたっての会議体は何かと書いてしまうのか、それとも市民に諮らないわけではないため、書かずにこのぐらいにしておくかというあたりか。ほかに意見はあるか。

【委員】

・小金井市の条文は非常にすっきり書かれている。「市長は行動計画を策定するにあたっては、小金井市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めなければならない」というのが両方入っている。

【委員長】

・「策定と変更にあたっては審議会の意見を聴き、市民、事業者及びその他の意見も反映させる」というあたりが落としどころか。そうなると、推進委員会が何となく射程に入ってこなくなるが、審議会に格上げされればよい。条例に定義するわけだから当然格上げになる。

【委員】

・前回の話で、審議会の開催回数を年何回にするかというような話があり、計画を策定するときには年6回ではなかったと思う。

【担当部長】

・通常は4回だが、計画策定時には9、10回程度開催している。

【委員】

- ・そうすると、計画をつくる年度は、審議会がこれまでの計画をつくる推進委員会の役割を担うことになるが、計画の中身について審議会がある程度の形をつくるというときに、意見を聴くという表現になるのか。この文言で実態を適切に表現しているのか少し疑問である。審議会の提言を受けて、市が本案を作成し、そして市民意見を反映させ本計画を策定するというような表現が実態に近いのではないか。

**【委員長】**

- ・意見を聴くというのでは少し弱いため、小金井方式でいいかもしれないが、もう少し厳密にしたほうがいいだろうということか。

**【委員】**

- ・そういうことを申し上げたが、先ほどの話では、条例後の体制についてその辺のところまで市のほうとしてまだ固まっていないとのことだ。

**【担当部長】**

- ・固まっていないのと、あとは、審議会とまで書くかどうかということだ。

**【委員長】**

- ・わかりました。ただ、行動計画の条文のたたき台としては、小金井方式の10条の1号と2号を活かし、「意見を聴くとともに」というところは、「審議し」とか、「提案してもらい」などというような実態に近い形にするというあたりでどうか。その後、3号で策定又は変更は速やかに公表する。年次報告の進捗状況と実施内容は「実施状況」ということで一緒にしてよろしいか。実施となると、進み具合だけでなく成績も含むわけだから、実施状況がよい。市と市長の使い分けが、これでいいかどうかは市の法規担当にも考えをもらおうということだ。
- ・では、行動計画は大体よろしいか。それでは、その次の推進拠点に関してはどうか。これはセンターに位置づけると書いてあるが。

**【委員】**

- ・法律の条文としては「拠点とする」のほうだと思う。「位置づける」という言葉は、言いたいことは同じだが、それだったら、ここが拠点施設だというほうがよい。

**【委員長】**

- ・「拠点施設とする」でいいと思うが、いかがか。また、組織と関連するが、市の男女共同担当は、そのままセンターに移転するのか。

**【担当部長】**

- ・そうだ。

**【委員長】**

- ・本庁から離れるのは善し悪しがある。ただ、本庁の人間が全くいないセンターでは困る。

**【担当部長】**

- ・現状では、正規職員が本庁におり、センターは境のほうでいろいろな事務をやっている。やはり1カ所で行えないのは合理的ではなく非常に手間がかかっている。これから相談業務をやるにしてもマイナスになるため、一緒になり拠点となって、さまざまな研究なども行えば市民の要望にも応えていくという形がとれる。

**【委員長】**

- ・そういうことか。組織替えは今後もあるかもしれないが、おそらくそれがいいのだろう。

**【事務局】**

- ・市の組織図の中には係として残る。

**【委員】**

- ・基本的な質問だが、ほかのところは拠点施設の置かれる根拠になる条例が引いてあるが、これはどうなっているか。

**【委員長】**

- ・センター条例のことか。確かに要るはずだ。

**【事務局】**

- ・センター条例はできているので条文に入る。

**【委員】**

- ・協議会案では、仮称かもしれないが「男女平等センター」となっているが、それに推進という言葉を入れておいたほうがよい。動きのあるイメージというか、「男女平等推進センター」といった看板がかかっていたほうが、見た人がその動きを少し感じることができるのではないかという気がする。

**【事務局】**

- ・今のところの仮称だが、「武蔵野市立男女共同参画推進センター条例」としている。

**【委員】**

- ・共同参画にするのか、平等にするのかというところは議論のあるところだ。

**【委員長】**

- ・条例名にもよるが、今のところの案は男女平等である。名称については、じきに決まるだろうが、「男女平等推進」あたりが落としどころかなと思うが、センター名もそれに合わせたほうがよい。

**【委員】**

- ・そう思う。

**【委員長】**

- ・条例名が共同参画あるいは平等参画になれば、センター名もそれに合わせたい。そして、推進はぜひ入れたいというところだ。「男女平等推進」か「男女共同参画推進」か、「男女平等参画推進」か、その辺はまた考えたい。
- ・前文に関しては、協議会案では女性差別撤廃条約が入り、それから男女共同参画社会基本法が入り、武蔵野市の歴史が入り、中島飛行機と平和、最後のほうにまちづくりといったあたりが入っており、かなり長目である。前回の起草委員会では、これだけは入れたいということで、随分キーワードが出たが、全部盛り込むとごてごてするので、あっさり目ではないかという意見も出た。国際的とか文化の高さとか、多様性、女性の力、平和などあれこれ入れていくと大量なアイテムがあり、ごてごての厚化粧になってしまう。また、古くから吉祥寺の浄化運動など女性たちの活動も盛んだった。女性の議員比率が高い、子供のことを入れたいなど、そのようなものも挙がっているが、どこら辺でまとめるか。女性差別撤廃条約も大事だが。

**【副委員長】**

- ・私は前から言っているところだが、「廃娼運動とそれに続く環境浄化など、女性が多様な市民運動を担うようになった」という箇所については、そういった運動があったということは歴史的な事実だし、そのこと自体評価すべきだと思う。ただ、その廃娼運動のあり方のようなことが今、セックスワーク論などでとても問題にされており、セックスワーカーに対する差別であり、いわゆる上から目線というか救済的な運動だったのではないかというような批判もある。歴史的な面で評価をする一方で、そのような人たちに対する差別的なまなざしを含んだ表現にならないよう、配慮がいるところである。なくなったというのと、吉祥寺のまちの浄化というような形にすれば、少しマイルドになるのではないか。

**【委員】**

- ・全体としてはやや短いほうがよい。ただ、武蔵野市は先進的な取り組みをして他市の手本になるというようなどころがあるため、多少歴史的に、もし男女のことについて市がかなり先進的な取り組みをしたとか、また、市民運動が盛んということで、その市民運動の中で例示できるようなものがあれば、1つずつぐらい入れてはどうか。できれば文京区ぐらいのボリュームで入れるとよい。条例や法律はそれ自体はもちろん大事なものののだが、条文にそれを年号も含めてずらずらと書かなくてもいいのではないか。
- ・国際社会との協調がなかなか条文に入れにくいということがあったため、前文はわりと積極的に入れやすいため、どこかで入れてもいいかと思う。

**【委員長】**

- ・国際社会との協調は条文には入れづらいかもしれないが、いかがか。少しあっさり目がいいかなとも思う。それから、先進的な取り組みは、せっかくなので1つずつぐらいPRしてもいい

かという意見である。

**【委員】**

- ・男女共同参画に関して、主に女性の市民運動というか、市民が力を発揮してきたという経緯がある。ヒューマン・ネットワークセンターという名前の男女共同参画センターは、今は市が運営している形だが、5年前までは市民が市民の力で管理運営してきたという歴史がある。最近のことで言えば、この条例案も市民協議会の皆が力を注いでつくり、これをぜひ条例制定に活かしてほしいということを出してきている。また、例年行われているフォーラムにしても、いろいろな人の参加で実行されているが、やはり女性の市民の力がとても発揮されて、成功を収めてきているというのか、実現されてきているという経緯もある。それほど多くを書くことはないかもしれないが、やはり武蔵野市の中の男女共同参画というものが女性の市民の力で進められてきた、維持されてきたという経緯はどこかに触れられていてもいいと思う。そのことはあまり知られていないと私は思う。

**【委員】**

- ・特に強調したいと思って協議会条例案に書き込んだところで、下から5行目に、「市民がともに対等な立場でまちづくりに参加する必要がある、そのためには学校をはじめあらゆる場において教育の果たす役割が貴重です」という文言がある。やはり武蔵野というのは教育が底辺にあり、今までもそうだが、これからも発展していくというような、そういう気持ちをあらわしたいため、ここは外せないと思っている。

**【委員長】**

- ・前回から学校をはじめとする教育の場に関しては、市民協議会案はかなり強目に書いてきている。一方で、本委員会では教育だけではないだろうという意見も出ている。前文にどこまで盛り込むか。武蔵野市というと教育というのは全くそのとおりであるが。それから、女性の市民の力は、どこまで具体的に書き込むかは別だが、これはとにかく強調したいところである。吉祥寺の環境浄化あたりも女性の市民の力みたいなどころを含むように書くか、それとも浄化運動のような事例を1つ入れるか。先ほどセンター運営や条例案、フォーラムといった具体例も挙げたが。

**【副委員長】**

- ・ヒューマン・ネットワークセンターはいいと思う。やはり行政が直接運営したほうが簡単に回るところを、市民の力で運営されてきたことはとても先進的である。しかも、名前もヒューマン・ネットワークセンターというような、ネットワーキングのような形で、あまり例のないような取り組みなので、かなり評価されているのではないかと。本当に限界までやられたと思うので、それはかなり評価される事例として書くに値することだと思う。

**【委員長】**

- ・では、そのネットワークセンターの運営を女性の市民の力の1つの事例に挙げることにする。

**【副委員長】**

- ・少し話がずれてしまうが、性別、年齢にかかわらずというところについて、人種、障害、セクシャルマイノリティーまで広げるかどうか。性別と年齢がここに入っているというところで、家父長制というものが性別と年齢からできていると考えれば、性別、年齢というのは大事ではあるが、年齢を入れて、人種、障害、セクマイを外すといった、どこで線を引くかというようなところを一度考えた後、合意をとったほうがよい。

**【委員長】**

- ・いかがか。条文の中身までLGBT等が今回は入ってこないとする、前文あたりで少し入れておいてもいいかもしれない。

**【副委員長】**

- ・定義の中には入れるという形であった。

**【委員長】**

- ・そう思うが、いかがか。小金井市はたしか性的指向性とか障害の有無などかなり広目に入れたような気がした。

**【委員】**

- ・この後、定義を検討するので、ここで検討した後にまた反映したらどうか。

**【委員長】**

- ・そうしよう。小金井の前文には「ジェンダーに基づく性差別」と書いてある。
- ・どこまで入れるか。今出たのは、女性の市民の力でのヒューマン・ネットワークセンターの運営あたりは事例として入るかなど。また、学校のことをどう入れるか、もう少し先進的な取り組みを入れるか、平和関係か、女性たちの活動か、何か具体的にあるか。

**【委員】**

- ・学校については、これまでの委員会でもいろいろ触れられていて、ぜひ入れてほしいという意見と、学校という形で名指しされると、学校現場にとって一緒に取り組もうという気持ちを高める結果につながるのかどうか疑問であるという意見と両方あった。そのため、ここは学校というふうに名指すことよりは、育ちの場、いろいろな育ちの場が市内にはあって、そのような育ちの場で、人が男女平等とか男女共同ということに関して意識を高めていくということにぜひ強く取り組んでいこうということが伝わるような文言でまとめてみてはいかがか。

**【委員長】**

- ・具体的に学校と出てくると、育ちの場、教育の場というのはここだけではもちろんないわけだが、学校はとても重要である。

**【委員】**

- ・重要なのはわかる。しかし、保育の場なども非常に重要だ。小さいころにそういう視点で関われるということがある。

**【委員】**

- ・育ちの場というのはよい。

**【委員長】**

- ・育ちの場はいいような気がする。そのためには、子供たちの育ちの場で男女平等を教えると。

**【委員】**

- ・そういう言葉を使うことで何を伝えようとしているのかが読み手にわかってもらえるということが大事である。

**【委員】**

- ・今のことはいいと思う。こういったものを実現する上で、まず教育や学習の果たす役割は極めて大きい。その大きなものを果たすときに学校教育や社会教育などさまざまな教育の場が大事であるといった言い方であれば、すっと通りそうな気がする。とにかく家庭教育も含めたあらゆる場できちんと学習や教育を積んでいかないと、ということである。
- ・前文ではぜひその大基本になるところは、あらゆる学びの場でというようなことで、教育、学習の果たす役割は極めて大きいということをぜひ伝えてほしい。

**【委員長】**

- ・「あらゆる学びの場」か「あらゆる育ちの場」かだと、家庭教育、社会教育を含むため、あらゆる学びの場のほうが広目でよい。あらゆる学びの場で、学校をはじめとして教育の果たす役割が重要だ。
- ・女性差別撤廃条約や基本法には触れるかどうか、いかがか。

**【委員】**

- ・必要ではないか。

**【委員長】**

- ・憲法は要と思うので、ぜひ。

**【副委員長】**

- ・アメリカでは憲法に男女平等は入っていない。押しつけ憲法だというけれども、日本のほうが先進的な憲法でないか。

**【委員長】**

- ・なので、憲法は要る。女性差別撤廃条約も欲しい。基本法も要るか。であるけど、しかしとい

った表現でもってくるしかない。

**【委員】**

- ・だから条例が必要なのだと。

**【委員長】**

- ・ロジックとしてはそうである。その上で、性別、年齢あるいは性的指向性等にかかわらず、あるいは障害の有無にかかわらず責任を分かち合い、人権が保障されることが重要だと。次に、武蔵野市は女性の市民の力が、ヒューマン・ネットワークセンターの運営をはじめ古くから力があつたと書いて、そして、あらゆる学びの場での教育の果たす役割が重要であるという流れかな。短くなるかな。

**【副委員長】**

- ・長くはなっても短くはならないか。

**【委員】**

- ・そこは起草委員会の腕でお願いしたい。

**【委員長】**

- ・そのような感じに入れてみたいと考える。何かほかに意見はあるか。前文に関しては少し短目にして、文京区ぐらいがいいかなと思う。

**【委員】**

- ・短目にしようという議論をしているときに申しわけないが、武蔵野市らしさということで思うことでは、コミュニティの自主三原則ということがある。武蔵野市にはコミュニティセンターというものがたくさんあり、そこは市民の自主運営で運営されている。そういった自主運営という形の中でそれこそ男女が一緒になって地域のコミュニティをどうしていくのかといったことに取り組んできた経過がある。これはよそとは少し違ってユニークなことでもある。そういう形で地域社会に参加する形が続けられている。
- ・また、近年あまり言われなくなってきた協働について。武蔵野市では一時期、市民協働推進課という課まであって、取り組みが強かった。今は、その市民協働推進課という名称はなくなったが、男女共同参画の分野では今でもこの協働という言葉が計画の中にも残っている。そういう形で、多様な主体の協働でもって進めていくという考え方が残っている。そういう部分はある種の市民参加、皆の力でつくっていこうよという考え方を反映しているため、その辺の中身を、前文というのは理念のようなものを書いていくところでもあると思うため、何らかの形で盛り込めると、武蔵野市民の参加とか、力を発揮するということについてのあり方を示すことになるのかと思う。

**【委員長】**

- ・市民自治というのは、ほんとうに大事である。そういう意味での先駆的な自治体であったことは間違いないと思うので、そういった市民自治や協働というあたりも何か少し盛り込めればとは思いますが、長くなりそうである。

**【委員】**

- ・長くなるかとは思いますが、武蔵野市らしさは、商業や文化の発信地のような、非常に注目度が高く影響力があるところだと考える。それを踏まえ、市民運動的なボトムアップでつくられてきた動きを今度はマクロ的にというか、外に発信をすることで影響を与えるという気持ちもあるということをニュアンスで入れられるとよい。武蔵野市だけうまくいってればいいわけではなく、国際社会というニュアンスもそうだが、手本となると言ったら言い過ぎかもしれないが、そのような気持ち、自負というか、市民としてこの市に住んでいるのだという気持ちが意気込みとして感じられるとうれしい。

**【委員長】**

- ・先ほど先進的な取り組みで他市の見本となるという意見も出ていたから、やはり入れたい。あまり自画自賛にならない程度に。先駆的などというぐらひは入れてもおかしくない。文化度の高さとか、発信地であるということは、おそらく自他ともに認めることだからいいのではないかなと思う。

- ・ほかにいかがか。少しその辺を記録に残していただいて、その辺のキーワードを何とか、ごたごたでないように入れられたらと思うが。そのためには、誰かが作文して、それをもむしかないとと思うので、起草委員会でもう一回考えとするが、よろしいか。
- ・定義に関しては、一番大事なのは、目的とかかわることだが、平等参画なのか、平等推進、平等社会なのか、共同参画という言葉はどうするかというあたりの定義が必要である。それから市民、事業者その他の団体というのも必須だ。それから性別による差別的取り扱いとか、あるいは性別役割分業といったあたりもある。協議会案には性的指向、性自認、特に困難な状況にある人、それからポジティブアクション、ジェンダー、セクハラ、パワハラ、DV、リプロ、メディアリテラシーとたくさん並んでいる。どこまで盛り込むかは、条例の本文ともかかわるので、ある程度必要な部分はあると思うが、少し減らしてもいいかなと思う。
- ・まず(1)だが、これは条例名、目的ともかかわるが、いかがか。

**【委員】**

- ・質問だが、文京区は、平等が「確保されること」のような言い方だが、ほかのところでは「ともに責任を分かち合う」ということまで言っている。そこまで入っている狙いというか意図が知りたい。

**【委員】**

- ・これは国の法律に入っているのではないか。

**【委員長】**

- ・男女共同参画基本法に入っているが、もちろんこれを入れない考え方もある。

**【委員】**

- ・ないとシンプルだが、あえて言うということの大切さのようなものが、私の中でまだかみ砕けていないのだが、あったほうがいいのではないかと感じる。

**【委員長】**

- ・まあ、無責任ではいけないというわけで、家庭責任は男にもあるぞと。逆に参画や仕事の責任も女性にはあるぞということだと思うが、その辺をどうするか。基本法に則って入れておくということが無難だと思うが。あとは政治的、経済的、社会的及び文化的利益は憲法にも入っており、基本法にも入っている言葉である。対等な構成員、自らの意思、あらゆる分野というのも必須か。活動に参画する機会の確保なのか、この辺はいかがか。それから、平等という言葉はどうするかということもある。

**【副委員長】**

- ・機会が平等であるということと、男女平等な社会をつくるということは少しずれているような気がする。

**【委員】**

- ・少し違うことなのだと思う。後のほうのポジティブアクションのところでも、活動に参画する機会と書かれている。

**【副委員長】**

- ・機会の平等のような話である。

**【委員】**

- ・機会の平等というようなことを言っているのだが、本来は機会の平等ではなくて、実質的な平等を目指すということである。

**【委員】**

- ・基本法の定義だが、男女共同参画社会の形成の意味として、「男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会を形成すること」と書いてある。そのディテールをどうするかということとはさておき、そういう対等な構成員としての機会の確保の結果としてさまざまな分野で均等な利益を享受することができるというたてつけになっている。今書かれているものと順番が違っている。読んだところ、法律は理解できる順番だと思うが、その順番が違っていることに何か意

味があるのかなと思う。平等な機会があることによって、結果として、均等な利益がもたらされるという、そういう順番のほうがきれいなのではないかという気がする。しかし、逆にする意図があるのであれば、確認した上で検討したい。

**【委員長】**

- ・そもそも定義が「男女平等参画社会」なので、その説明である。まずここはシンプルに男女平等社会というのが規定されたほうがよい。条例名も男女平等の推進というか、参画の推進ではなく平等の推進がいいと思うが、それともかかわる。条例名や条例の目的とね。前回の論点整理では、「男女平等の推進についての理念を定める」でどうだろうかというようになって、男女平等社会の実現というのが目的になっている。「男女平等社会」でどうか。

**【委員】**

- ・それがわかりやすい。

**【委員長】**

- ・参画を入れると、参画する機会と言わなければならないから、これを一度切り離して、みずからの意思によってあらゆる分野における活動の平等が担保されないといけないと思う。でも、台東区と文京区は参画を入れている。小金井市は男女平等社会で、共同参画と平等を分けている。発揮する機会としている。「一人一人にみずからの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることによって、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受、かつ責任を分かち合う社会」か。

**【副委員長】**

- ・やはり参画が入るかどうかは、単純に名称との関連のようだ。

**【委員】**

- ・台東区は参画がタイトルにないが、参画を入れている。

**【委員長】**

- ・定義は「平等社会」であるが、参画を入れている。まあ参画でもいいのかな。平等のためには、当たり前だけれども制度的機会の平等、それからできれば結果の平等、当たり前だけれども参画の平等も必要だ。
- ・男女平等ですっきりしていいと思う。何度も言うように条例名ともかかわることだが、男女平等社会という定義でまず打ち出し、その中に「参画し」とか、「責任を分かち合う」というのがあってもいいかもしれないが、「平等社会」にして少し直してはどうか。
- ・市民、事業者、その他の団体だが、この辺は今回の起草委員会のほうで、資料2の2ページの4番で少しもんだところを書いてある。市民は、市内に住み、学び、働き、活動するすべての個人と入れた。市民協議会案は年齢、国籍、民族、疾病または障害の有無など、この辺が全部入っている。それから事業者は営利、非営利の別にかかわらず、市内で事業活動を行う全ての個人事業者、団体及び法人といっている。その他の団体まではどうか。ほかは、配偶者からの暴力等、セクシャル・ハラスメント、ポジティブアクションも入れたい。性自認、性的指向あたりは一緒にしてもいいかもしれないが入れたいというあたりが起草委員会である程度出たところだ。それから、パワハラと、DV、メディアリテラシーなどの細かいところまで入れるかどうかである。これは条文ともかかわるところだが。メディアリテラシーは実際どこかで出てくるのなら定義が要るか。聞きなれない言葉だしどうするか。これ、定義は今でなく条文をやってから定義でもよいか。

**【担当部長】**

- ・条文をやってからで構わない。

**【委員長】**

- ・条文をやってからでないと、どの言葉が最終的に残るかかわからないわけだから、ここで残して実際に条文で出てこなければ仕方がない。

**【副委員長】**

- ・この、起草委員会でまとめたものは条文の中で出ている最低限取り扱わなければならない事項となっている。

**【委員長】**

- ・必須なのは一応7つぐらい挙げてある。

**【副委員長】**

- ・その性別等による差別的取り扱いについて説明するために性自認、性的指向が入っているのだが、性別等による差別的取り扱いというのは何かというのをここで定義するという話ではなかったか。順番が逆になっているような気がする。性自認とか性的指向とかジェンダーとかいろいろなものを含むものが性的取り扱いであるというように、逆転したほうがわかりやすいかなと思う。

**【委員】**

- ・市民、事業者、その他の団体のところについてだが、市民は「住み、学び、働き、または活動するすべての個人」の文言が正しいと思う。

**【委員長】**

- ・「または」を入れるということか。

**【委員】**

- ・そうだ。どれか1つに当たればいい場合は、最後の2つの文言の間に「または」が入るのではないかということと、事業者については、台東区の「事業活動を行う法人その他の団体または個人」という文言が全てカバーできているので、この表現がいいと思う。法人も団体であり、並立ではなく団体の中の一例であるので、言葉として全てカバーできているので、この表現が一番しっくりきちっと言いあらわせていて短いのではというあたりである。

**【委員長】**

- ・営利、非営利は要らないか。

**【委員】**

- ・事業に営利性が含まれていないか。

**【委員】**

- ・営利性が含まれない事業はいっぱいある。

**【委員】**

- ・それなら、非営利とここで入れて、その他の団体は市内で活動する事業者以外の団体ということになる。文言の整理としてはそのようになると思う。

**【委員長】**

- ・なるほど。「市内で事業活動を行う法人その他の団体または個人」とするか。それから、先ほど副委員長からあったように、「性別等による差別的取り扱い」の前に性自認とか性的指向とかの説明がくるというような感じになるかもしれない。

**【委員】**

- ・その性的なものを鑑みると、(1)の「男女が」という書き出しが、例えばだが、「男女の区別にかかわらず全ての人が」というふうにしたほうがいいのではないかと迷う。「男女が」と言われたときに、LGBTの人が「あ、自分の話ではない」と思うところが少し心配になる。「男女等が」というと、何か日本語として違和感があるので、男女の区別にかかわらず全ての人がとできないか。

**【委員】**

- ・前文もそうだが、そこを少し膨らませて性的指向や性自認を入れると、少し男女というところから浮いてきてしまう。それをどこまで表すのか難しい。

**【委員】**

- ・以前の議論で、それを全部表現しようとするのが難しいので、「男女」という表現にしよう、けれどもここでいう「男女」というのは、純粋に男性と女性という意味ではなくて、さまざまな性的なあり方の人を含んだ意味で「男女」という言葉を使っていると。

**【委員】**

- ・ここで定義すると。

**【委員】**

・そう。だから、男女という言葉について、ここではこういう意味で使っていると定義する。

【委員】

・賛成である。

【副委員長】

・それを「性別等」みたいな形で表現しようという話だったのではないか。それで、暫定的に「男女」と書くことはあるけれども、それを含んでいますよと。

【委員】

・それと、「差別」なのか、「差別的取り扱い」なのかだが、差別を定義する必要があるのか。

【委員】

・直接差別と間接差別という表現があるが、わかりにくいのは間接差別のほうだと思う。これが書いてあることで「ああ、こういうことも差別というのだな」というように読んだ人が理解できること自体はいいことだと思う。

【副委員長】

・差別の幅を広げるというか、直接差別だけではないということを宣言するということか。

【委員】

・そういうことも意識しよう。

【委員長】

・やはりあったほうがいいかなと思うが。

【委員】

・では、それを残すとすると、性的指向や性自認を「性別等」ということにしようとする、多分直接差別のほうは、性別等を理由とする不合理な取り扱いということで簡単に修正はきくが、間接差別のほうは、「外形的に見たときは性別等によって異なる取り扱いではないが」の後に、「一方の性別の人が」と書いてある。一方というのは男女の一方ということで書いてあるので違和感がある。

【委員長】

・そう、それを前提にしている。

【副委員長】

・違和感がある。

【委員】

・ここで性別等にしてもだめなので、どうにかしないといけない。

【委員】

・その人の性のあり方によって著しい不利益をこうむるとか、例えばそんな文言になるか。

【委員長】

・その人の性別のありよう。

【副委員長】

・あり得る。

【委員長】

・1つの案である。自分の思う性別のようなものだったり。一方の性にしてしまうとよくない。二者択一は直す必要がある。ダイバーシティとまではいかずとも、もちろん射程に入れているということはもう確認済みなため、「男女」というときには性的マイノリティーも含むさまざまな性のありようを含むということは前提にし、できれば前文で入れるか、どこかで定義を入れるかしつつ、この差別的取り扱いに関しては、間接差別のことを知らせるためにもあってもいいかと思う。そのときに、今出たように、「一方の性」にしてしまうと「男女」が前提になってしまうので、少し文言を変える必要がある。

【委員】

・特定の人が、では。

【委員長】

・特定の人が、か。それはそうだが、その人の性のありようなんだろう。

【委員】

・「特定の」という文言だと、性のありよう以外のさまざまな要因を含んでしまう。

【委員】

・もう少し限定したほうがいいのか。

【委員】

・ここに書くなら絞ったほうがいいのか。

【委員長】

・「性のありよう」ぐらいの感じだと思う。ここはちょっと忘れるかもしれないので、忘れないでおいてほしい。

【委員】

・今のくくりのものでいうと、性的指向と性自認があって、次に性別等では性的指向と性自認を含むというふうになって、その次にその言葉を使った性別等による差別的取り扱いという順番になるはずである。

【委員】

・ああ、順番が変わる。

【委員長】

・そう。それがすっきりする。

【副委員長】

・では、性的指向と性自認も入れるのか。

【委員長】

・自動的にそうなる。ちょっと入れかえてみよう。それでいいかと思う。

【副委員長】

・セクシャルマイノリティという、最近、LGBTって簡単に言われてしまうが、もっと多様だと個人的には思っており、例えばここにはアセクシャルであるとかそういうものが抜けている。性的指向とか性自認とかいうこと自体も実は分析的な用語だが、それを網羅するということはどう言えばいいのか難しいのではないか。

【委員】

・条文にどういう文言を入れていくかという、また、戻ってくるという話が先ほどあった。性のあり方はとても多様なため、こう言いきってしまうことで逆に抜け落ちるものが出てくるかもしれない。

【委員長】

・規定されるのもあるし、抜け落ちるのも出る。私はここに入らないのかという人は当然出てくることになる。

【委員】

・性的指向に関していうと、私も引っかけたのだが、両性愛等と、「等」がついているので、丸めたのかなというふうにした。今はLGBTにQがついている。

【副委員長】

・クイア。

【委員長】

・クイアも入るし、アセクシャルも入る。

【委員】

・その、まだわからないでいるとか、グレイゾーンみたいなことも含めてなので、ほんとうに多様だが、この「等」で拾ったよということなのかなというふうには理解したのだが、いかが。

【副委員長】

・性自認、性別違和がここに入って、性分化疾患などがどこに入るのかとか考え出すと切りがないが、抜けているとは思っている。

【委員長】

・抜けているが、言い出したらあれもこれもとなる。

**【委員】**

- ・そうすると、どこかで切って、「をはじめとするさまざまな」や「をはじめとする多様性が」などというふうにする手もあるかと思う。

**【委員長】**

- ・それで逃げる手はある。

**【委員】**

- ・もしやるとしたら、その性別等のところで、性別、性的指向、性自認などにくくる言葉を入れるかである。

**【副委員長】**

- ・正直に言うと、性的指向と性自認だけを取り上げていることのほうに違和感があるわけである。だから、性別等といったところにそれを入れ込むというような形だと違和感は減るのかなという気がする。

**【委員】**

- ・それは、性的指向とか性自認自体は定義には入れないで、「性別等」にして、その中に性的指向、性自認やほかを入れるということか。

**【副委員長】**

- ・性別等にはこういうものが含まれるのだというようにしたほうがいいのかという気がしなくもない。

**【委員】**

- ・これは条文のイメージがないので、今決めてしまうのは難しい部分もある。

**【副委員長】**

- ・そう。渋谷区はもっと広くとっているし。

**【委員】**

- ・また戻ってくればいいと思うが、性のあり方というのはほんとうに多様なのだということが伝わればよい。「等」と書いてしまうと、案外伝わらないのではないかと思う。だから、この「性別等」とかいう文言のところに、最初に一文、性のあり方とかそういうことについてはほんとうに多様なあり方があると、そういった一言が入っていて、そこを意識しながら考えていこう、取り組んでいこうということがわかるように書かれることが大事かなと。「等」は、案外読み飛ばしてしまう表現である。さらっと読めてしまう。読んだだけではわからないことが多い。

**【委員】**

- ・具体的な例を書かないと。

**【委員】**

- ・だから、もし漏れないようにするというのであれば、それらを全て含む何か抽象的な言葉を入れられないといけない。

**【委員長】**

- ・そういうことだ。性の多様なあり方を認める、大事にする、尊重するとぐらいしか言いようがないだろう。条文との絡みもあるので、たたき台では、条文で出ようが出まいが、出すことに意味があるという案もあったが難しい。条文を見る中で、当然この言葉は落とせないというのであれば、定義しなければならぬし。もう少し一巡してみよう。

**【副委員長】**

- ・それがいいように思う。

**【委員長】**

- ・そうしたら、次回で記録をまとめていただいて、大体予定のものはほぼ意見をいただけたかと思う。

**【委員】**

- ・最初の1番目の男女平等社会の定義だが、男女平等社会と言ったときには、この条例にかかわる例えば暴力の問題などは、性別による非常に偏った暴力のあり方がある。それを是正してい

こうということだが、そういうことも本来は含まれるものとする。だから、男女平等社会はいいと思うが、この文言はもう少し考えたほうがよい。

- ・また委員長に伺いたい、メディアリテラシーの項目があるが、メディアリテラシーというのは、メディアを批判的に評価することなのか。批判的に評価する力がリテラシーなのか、それとも、正しく評価する、そういう目を持つということのほうが大事なことだと思うことと、後半の、「自らメディアをつくり出す」と書かれているが、これは主体的に発信する力みたいなイメージだが、その辺の文言のところは、どのような感じなのか伺いたい。

**【委員長】**

- ・後者の自らメディアをつくり出す力というのは、多分主体的に発信する力と同じだと思うが、市民が自ら情報を発信する力とでもいうか。

**【委員】**

- ・少しハードルが高い感じがする。

**【委員長】**

- ・メディアをつくることとも違うので、主体的に発信する力でいいと思うが、批判的にというのは難しいところである。通常、クリティカルという言い方をするので、正しくというよりも、やはり何か批評的とでもいうか、そちらのニュアンスが強い。ただ、批判的という言葉は日本人は嫌う傾向がある。

**【委員】**

- ・批判というよりも、そこで何が描かれているのかというのをきちんと読み解くのだということではないかと思うが。

**【委員長】**

- ・読み解く能力である。それからもう一つは、情報の取捨選択能力というのも大事である。なので、もし定義に入れるなら、これも直してもよい。

**【委員】**

- ・台東区がその取捨選択も入れていて、「客観的に活用する」というふうに書いてあって、まあその批判的にかわる、公平にということかな、ゆがんだメディアの情報をそのままのみにしないでというニュアンスが客観的に盛り込まれているのかなと思うと、台東区は参考になるかなと思った。

**【委員長】**

- ・悪くないかもしれない。実際には主観なのだが。

**【委員】**

- ・そう。客観はあり得ないが。

**【委員長】**

- ・でも台東区が参考になるかもしれないが、ほかはメディアリテラシーはないようだ。なくてもいいかもしれない。この辺も条文と絡めながら考えよう。
- ・それから、男女平等に暴力がない状態、いわゆる積極的平和とでもいうか、ガルトゥングのような、平和なことは大事だと思うので、その辺は少し入れたい。今はそういうニュアンスはない。経済的、社会的、政治的、文化的な利益なわけだけど、やはりここはある種構造的な暴力の内情、肉体的だけじゃない、間接的な暴力もない状態が必要である。なので、ちょっとそのニュアンスもこの「男女平等社会」に入れられるといいと思う。

**【委員】**

- ・確認だが、先ほど言われた3の事業者のところだが、そうすると、その他の団体というのは、この事業者の中に含まれるというふうに考えていいのか。

**【委員】**

- ・いや、それは別である。事業をしない、事業活動を行わない団体はその他の団体だと思う。

**【委員長】**

- ・そう。だから残すということによいか。

**【委員】**

- ・残すということである。

**【委員長】**

- ・法人その他の団体または個人である。

**■議題（４）その他**

○日程について

第6回検討委員会	： 5月18日（水）	19時～21時、	武蔵野プレイス	スペースC
第2回起草委員会	： 5月24日（火）	19時～21時	武蔵野プレイス	スペースD
第7回検討委員会	： 6月15日（水）	19時～21時	武蔵野プレイス	フォーラムA

— 了 —